

役員一覧

経歴については、「2025年3月期 有価証券報告書」P40-42をご参照ください。
https://www.sbfoods.co.jp/company/ir/library/security/2025.html

氏名・役職名		選任理由
	池村 和也 代表取締役 社長 マーケティング企画室担当 兼海外事業部担当	2022年より当社代表取締役を務めており、第3次中期経営計画を策定し当社事業を牽引していることに加え、海外を含めた当社営業部門およびマーケティング部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として適任であると判断しました。
	田口 裕司 専務取締役 営業グループ管掌 兼ハーブ事業部担当	当社営業部門および商品企画部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として適任であると判断しました。
	小島 和彦 常務取締役 開発生産グループ担当 兼品質保証室担当	当社商品開発部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として適任であると判断しました。
	加治 正人 取締役 管理サポートグループ担当 兼人事総務室担当兼指名諮問委員会委員兼報酬諮問委員会委員	当社管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として適任であると判断しました。
	横井 実 取締役 経営企画室担当兼業務改革推進室担当 兼管理サポートグループ営業管理・IT担当兼情報統括担当役員 (重要な兼職の状況)エスビーガーリック食品株式会社 代表取締役社長	当社経営企画部門および管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として適任であると判断しました。
	山崎 崇弘 取締役 管理サポートグループ財経管理室長 兼法務・ガバナンス室担当	当社財務経理部門における豊富な経験に加え、会計や税務に関する高い専門性を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として適任であると判断しました。
	大嶽 佐由美 取締役(非常勤・社外取締役) <u>独立役員</u> (重要な兼職の状況)有限会社Office Otake 代表取締役	マーケティングコミュニケーションを通じた豊富な国際経験や、リスクマネジメント等に関する高い見識を有していることから、当社の経営全般に対する適切な助言をいただくために必要な人材として適任であると判断しました。
	瀧野 敏子 取締役(非常勤・社外取締役) <u>独立役員</u> (重要な兼職の状況)医師 医療法人 ラ・ウォール会理事長・院長	医師としての豊富な経験や高い見識に加え、医療機関における組織マネジメントの経験等を有していることから、当社の経営全般に対する適切な助言をいただくために必要な人材として適任であると判断しました。
	西邨 正敏 取締役 監査等委員(常勤) 兼指名諮問委員会委員兼報酬諮問委員会委員	法務部門を中心とした、当社管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、適切な企業監査に必要な人材として適任であると判断しました。
	葛山 康典 取締役 監査等委員(非常勤・社外取締役) 兼指名諮問委員会委員兼報酬諮問委員会委員 <u>独立役員</u> (重要な兼職の状況)早稲田大学社会科学総合学院教授	企業財務の専門家として高い見識を有していることから、適切な経営監視をしていただくために必要な人材として適任であると判断しました。
	松家 元 取締役 監査等委員(非常勤・社外取締役) 兼指名諮問委員会委員長兼報酬諮問委員会委員長 <u>独立役員</u> (重要な兼職の状況)弁護士	弁護士としての専門的な知識・経験等を有していることから、適切な経営監視をしていただくために必要な人材として適任であると判断しました。
	鵜高 利行 取締役 監査等委員(非常勤・社外取締役) 兼指名諮問委員会委員兼報酬諮問委員会委員 <u>独立役員</u> (重要な兼職の状況)公認会計士・税理士	公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験等を有していることから、適切な経営監視をしていただくために必要な人材として適任であると判断しました。

出席状況				当社が各取締役に期待する分野							
取締役会	監査役会 および 監査等委員会	指名諮問 委員会	報酬諮問 委員会	経営	財務・会計	法務・ リスク管理	人事・ 人材開発	開発・生産	マーケティング ・営業	グローバル ビジネス	IT・DX
100% (12/12回)				●		●			●	●	●
100% (12/12回)				●					●		
100% (12/12回)				●				●			
100% (12/12回)		100% (4/4回)	100% (3/3回)	●		●	●				
100% (12/12回)				●	●	●					●
100% (8/8回)				●	●	●					
100% (12/12回)				●					●	●	
100% (12/12回)				●							
100% (12/12回)	100% (8/8回)	100% (4/4回)	100% (1/1回)	●	●	●	●				
100% (12/12回)	100% (8/8回)	100% (4/4回)	100% (1/1回)	●	●			●			●
100% (12/12回)	100% (8/8回)	100% (4/4回)	100% (3/3回)	●		●					
100% (12/12回)	100% (8/8回)	100% (4/4回)	100% (1/1回)	●	●						

価値創造ストーリー

中期経営計画

事業概況

ESG

データ編

スキル・マトリックス各項目選定理由

経営	企業理念「食卓に、自然としあわせを。」の実現に向けた戦略策定においては、さまざまな事業環境の変化に対応しうる豊富なマネジメント経験や他分野も含めた俯瞰的な視点などのスキルが必要である。
財務・会計	持続的な成長および企業価値向上を図るには、財務体質の強化や収益力を高めるための財務戦略策定が重要になり、その実行には財務・会計分野における知識・経験が必要である。
法務・リスク管理	事業環境の変化により生じるリスクを管理し、時代の変化に即したコーポレート・ガバナンス体制の強化を実行するには、法務・知財管理・コンプライアンス・リスク管理分野における知識・経験が必要である。
人事・人材開発	持続的な成長および企業価値向上を図るには、多様な人材がそれぞれの強みを発揮し、主体的に働くことができる環境づくりやそのための成長支援などの人材開発が必要不可欠であり、ダイバーシティを含む人事・人材開発分野における知識・経験が必要である。
開発・生産	企業理念「食卓に、自然としあわせを。」のもと、持続可能な社会の実現に貢献するためには、スパイスとハーブに関する研究開発や付加価値の高い製品開発に加え、安全・安心な製品を安定供給するための生産・品質管理体制の構築が必要不可欠であり、研究開発・生産供給・品質管理における知識・経験が必要である。
マーケティング・営業	持続的な成長および企業価値向上を図るには、企業理念「食卓に、自然としあわせを。」のもと、ブランド価値の向上を図ることが重要であり、事業環境の変化や、お客さまのニーズの変化を的確に捉えたマーケティング活動・営業戦略に関する知識・経験が必要である。
グローバルビジネス	持続的な成長および企業価値向上を図るため、中期経営計画の重点施策と位置付けている海外事業においては、その戦略策定が重要となることから、国際戦略分野における知識・経験が必要である。
IT・DX	事業環境の変化に対応し、持続的な成長および企業価値向上を図るには、データやデジタル技術(AI、IoTなど)を活用した継続的な事業変革や働き方などの業務変革が重要となることから、IT・DX戦略分野における知識・経験が必要である。

報酬の決定方針・算定方法

エスビー食品の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額は株主総会で決議いただいた月額30百万円以内であり、取締役(社外取締役を除く。)の個人別報酬等は、報酬総額の範囲内で、取締役会が定めた規程に基づき、個々の取締役の職務と責任および実績に業績要素を加味した固定報酬および業績連動報酬に加え、現行の報酬枠とは別枠で、職務と責任に応じた株式報酬により構成されています。

また、当社の社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別報酬等は、上記報酬の範囲内で、それぞれの役割を考慮し、固定報酬のみとしており、その額は規程に定めています。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別報酬等のうち、業績連動報酬に係る指標は、売上高および営業利益等の中期経営計画と連動した財務諸表における定量指標に加えて、担当部門や各取締役の目標達成度を採用しています。業績連動報酬の額または算定方法の決定に関する方針は、個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務と責任および実績に業績要素を加味することとしており、その決定権限は取締役会が有しております。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別報酬等のうち、株式報酬については、取締

役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式(譲渡制限付株式)の発行もしくは処分を受けるものとしています。

また、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該取締役(監査等委員である取締役を除く。)が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。株式報酬の額または算定方法の決定に関する方針は、個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務と責任に応じることとしており、その決定権限は取締役会が有しております。

なお、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別報酬等の内容は、客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関である、報酬諮問委員会にて、審議した結果の答申を受けて、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬総額は株主総会で決議いただいた月額10百万円以内であり、監査等委員である取締役の協議により、具体的金額、支給の時期等の決定をしております。



報酬額については、「第112期 定時株主総会 招集ご通知」P45をご参照ください。
<https://www.sbf foods.co.jp/company/ir/info/stock.html>